

最高裁秘書第1290号

令和3年5月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

4月7日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局総務局第一課が保有している、最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項の事務処理要領その他のマニュアル（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第1417号

令和3年5月17日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局総務局第一課が保有している、最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項の事務処理要領その他のマニュアル（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年4月12日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第10号

(2) 謝問日

令和3年5月10日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1418号

令和3年5月17日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

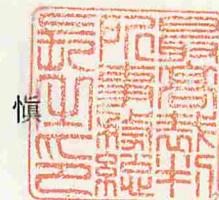
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第10号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年5月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所事務総局総務局第一課が保有している、最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項の事務処理要領その他のマニュアル（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、4月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項に属する事務については、個別の案件ごとに対応していることから、事務処理要領その他のマニュアルを参考する必要はなく、これらを作成していない。また、当該事項について事務処理要領その他のマニュアルを作成することを予定するような定めもない。したがって、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

(2) よって、原判断は相当である。